

平成27年4月12日

▼タイトル 市長コメント

(高島市庁舎整備に関する住民投票の結果を受けて)

県内各投票区の多くで投票率の低下傾向が見られた中で、高島市選挙区の投票率が1ポイント余り向上したのは、有権者の皆様が今回の庁舎整備に関する住民投票への関心の表われでなかったかと思われま

す。その様な中での今回の住民投票の結果は、有効投票の3分の2を超える有権者の皆様が「現 新旭庁舎の改修および増築」を支持いただき庁舎整備についての民意が明らかに示されましたことから、出来るだけ速やかに臨時議会の招集をお願いし、改めまして、これまで2度にわたり否決されてまいりました「高島市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例案」のご審議をいただきたいと思います。

▼問い合わせ先

- 所属： 政策部 秘書広報課
- 電話番号：0740(25)8000
- ファックス：0740(25)8101